

全老健第 17 - 299 号
平成 17 年 11 月 17 日

厚生労働省老健局長
磯部文雄 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 漆原 彰

平成 18 年介護報酬改定に関する要望書

平成 15 年度の平均マイナス 4.2%の介護報酬改定により、大変厳しい施設経営を強いられる結果となったが、経営努力により、サービスの質を落とさずに、諸税を納付し、借入金の返済を行いながら、どうにかこれまで施設経営を行ってきた。

しかしながら、この 10 月 1 日の介護保険制度の改正により、食費・居住費の自己負担化に伴い、さらに 4 %相当の収入減となり、一層、施設経営は厳しくなったものと予測される。

介護保険施設は介護保険法という同一の法律によってその報酬等が定められているが、その設置主体により税制は大きく異なり、単に税引き前の経常利益のみで経営状況の判断はできないのは明らかである。

社会保障審議会介護給付費分科会での平成 18 年 4 月に向けた介護報酬改定の議論では、平成 16 年介護事業経営概況調査の結果により、税引き前の経常利益に着目して議論が進められる傾向にあるが、当会としては複数の異なる設置主体がある介護老人保健施設の立場から、施設の健全な経営ができ、国民の期待に応えることができるよう、今後の介護報酬改定の検討に当たり以下の事項について強く要望する。

平成 18 年介護報酬改定に関する要望事項

1. **介護事業経営実態調査結果の介護保険施設の利益率は、調査の際に記載された法人税住民税を特別損失の欄に計上し、税引後利益率で算出することを要望する。**

この調査が介護サービスについての費用と収益の関連を中心に分析することから、損益計算書の収益に対応する費用の状況を示す人件費率、材料費率、利益率等の収益性を表す比率、特に利益率の高低に視点・論点が注がれる。施設の持続性を確保するためには適正利益が不可欠であるが、医療法人においては利益には法人税等が課税されているのであるから、納付した法人税等は特別損失に計上し、利益率の算出は税引後利益とすることを強く要望する。

なお、平成 16 年 介護事業経営概況調査結果の介護老人福祉施設においては、特別損失として会計区分外繰入金支出、本部費繰入を月額 20.9 万円（年換算 250 万円）を計上している。

2. **平成 17 年 10 月 1 日開始した食費の「基準費用額」の設定では、医療法人のキャッシュフローはマイナスに転じる。食事については単に 1 日の栄養価を満たせばよいというだけでなく、食の楽しさ、おいしさを考慮していただき、基準費用額 1,380 円の妥当性について再度検討していただくよう要望する。**

全老健のキャッシュフロー調査によると、医療法人が運営主体の介護老人保健施設の 16 年度の事業活動による現金預金の増加は年 449 万円、これを月額に換算すると現金預金の増加は 37 万円になる。

この調査の平均入所定員 89.2 床 利用率 95% 利用負担第 1 段階から第 3 段階の割合 44%、10 月から管理栄養士加算と栄養マネジメント加算を適用、利用者負担第 4 段階 1,570 円を負担として試算すると収入減少は月額 100 万円、17 年 10 月以降のキャッシュフローは月額 63 万円のマイナスに転じることになる。

3. **平成 10 年以降開設した施設(全体の約 40%)の年間借入金返済額は 4,500 万円であり、平成 12 年に介護老人福祉施設に適用された運転資金確保のための特別融資制度と同様に、借入金元金返済並びに施設の持続性を確保するため、独立行政法人福祉医療機構における緊急融資制度の創設を要望する。**

全老健のキャッシュフロー調査によると、借入金残高 3,000 万円以上の施設の事業収支差額及び収支差額は、いわゆる無借金経営といわれる 3,000 万円未満の施設に比べて事業収支差額 2,971 万円、収支差額 1,650 万円大きい。これは借入金返済財源の確保のために事業支出の節減をせざるを得ない現状を示している。

また、平成 10 年以降に開設した施設の事業収入、事業収支差額及び収支差額は平成 9 年以前に比べて、事業収入 1,558 万円、事業収支差額 302 万円、収支差額 389 万円いずれも小さい。さらに長期借入金返済額が年 4,449 万円の負担であるので、平成 9 年以前の施設に比べて財務の安定性が著しく劣っている実態が明らかになった。

以上